

山歩きルートを整備を

6月14日の市議会本会議で、私は入道岳や小岐須溪谷など鈴鹿の山に市民がもっと親しみ楽しんでいただくため、山歩きルートを整備を求めました。最近では林業の不振や、気候変動による大雨などで、山道や谷川の荒廃が目につきます。鈴鹿の山に限らず、どこでも山が荒れてきています。

事前に歩いて調べた写真を映しながら、質問しました。天然記念物にされている「屏風岩」、上に架かる吊り橋から眺められますが、その吊り橋を渡った先の道が荒れていて、下に降りていくのが困難になっています。また毎年山開き行事の際にアマゴを放流する谷川に架かっていた橋が大雨で流され、無くなったままになっています。市の観光パンフレットなどに紹介されている場所が、安全に行けなくなっているのは問題です。

登山路の危ない箇所、最低限の安全策を

入道岳の登山ルートのうち、井戸谷コースの中ほどで崩れた箇所は、一定の修復はされているものの、足元が安定せず転倒しやすくなっています。山道での転倒・転落事故は基本的に自己責任であるというものの、注意していても転倒するような場所には、最低限の安全策が必要ではないかと提案しました。



入道岳井戸谷コースの登山道

市の担当者は現場の状況をよく把握していましたが、機械の入れない場所が多く、予算的にも「森と緑の県民税」の交付金では足りず、苦勞しているようです。それでも「最低限の整備」は行ないたいとの答弁でした。

小・中・高校の遠足で登った入道岳、キャンプを楽しんだ屏風岩。いまでも毎年登りますが、多くの市民が出かけられるように、安全対策と環境整備、さらに楽しめるような工夫もしてもらいたいと思います。

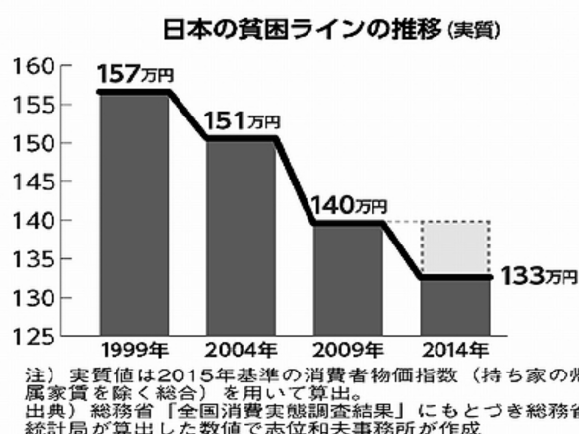
生活保護基準引き下げ、暮らし大変

6月議会一般質問で、生活保護問題を取りあげました。政府は今年10月から、生活保護基準の見直しで最大5%の引き下げを予定しています。前回2015年の6.5%引き下げと合わせると1100億円もの引き下げです。

下がり続ける「貧困ライン」に合わせて保護基準下げる

その引き下げの理由は「一般低所得世帯」の所得が下がったから、それに合わせるとのことですが、この表のように国民の「貧困ライン」が下がり続けていることが大問題です。つまり、下がり続ける貧困ラインに合わせて保護基準も下げ続けていけば、憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」

など出来なくなるのです。いま政府がすべきことは、国民の所得を増やし「貧困ライン」を底上げする政策を行なうこと。しかし安倍政権はアベコベに、格差を広げてさらに貧困層を増やそうとしているのです。



パネル1

保護基準引き下げは、福祉や暮らしの施策に悪影響

福祉などのいろいろな施策に、生活保護基準が「物差し」として適用されています。保育料、就学援助、介護保険料、最低賃金、住民税など多くの分野に連動していて、広範な国民生活に影響があります。国民の生存権を保障するセーフティネットのラインが下がることは、国民生活の底が抜けるということです。私は市が行なっている施策については、翌年度以降の水準を引き下げない対応をするよう、求めました。

保護申請から決定までの期間は、14日以内が原則

生活保護法では申請から14日以内に保護決定をしなければならないと定めています。しかし鈴鹿市はこれまで、法定期限内の決定はほとんどなく、

「例外」とされた30日以内まで引き延ばしていました。森川議員が昨年来その是正を求めてきましたが、今年の4月からは改められて「より迅速に保護決定を行なえるよう業務に取り組む」ことになりました。その結果、この4~5月に保護決定した21世帯中14世帯が法定期限内、平均所要日数は14.6日と短縮されました。やる気になれば出来ることが証明されたのです。

「扶養義務」の解釈・運用も、実情に即したやり方を

保護決定にあたって、親子・兄弟などの「扶養義務者」への調査を行なうことが原則にされていますが、人によって事情は様々で、親子でも何十年も音信不通になっていたりという例もあります。一律に調査をかける必要はないのではと尋ねましたが、「調査を必ず実施するよう厚生労働省から指導」されているとの見解を変えませんでした。

自動車の保有は、鈴鹿市で自立して暮らすために必要

鈴鹿市のような町では、仕事や生活に自動車は欠かせないのが現状です。もし仕事が見つかって、仕事先までの足がなければ行けません。自動車が「資産」だとの考え方は時代に合わず、処分しても評価ゼロの車なら、むしろ使用する方が生活の自立につながるのです。これも一律の運用は見直すべきです。しかし「国が示す自動車保有の条件に該当しない」判断にこだわった答弁しか出ませんでした。一方で「原付バイクは認められる」というのですから、矛盾しています。

保護行政の運用は、厚生労働省の指導に従わなければならない、との思い込みが強すぎるのでは、と感じることが多くあります。現場での利用者の立場に立った判断は、ある程度の幅で出来るのではないのでしょうか。参考書を見ると「福祉事務所の判断で」という表現もあるし、実状に合わない場合は市から国に適切な運用を求めて、変えていく姿勢も必要だと思いました。



パラグライダー 雲母峰(888m)の頂上に登った時に、パラグライダーのグループに出会いました。目の前から飛び立ち、あっという間に空高く昇って行きました。風に乗って上がったたり下がったり回ったり、見ているだけでも気分爽快でした。

ずいそう



戦時下で東南海地震を体験

6月15日「9条の会ずさか」の学習会で、市内に住む加藤二三子さんの体験談を聞いた。太平洋戦争末期の1944（昭和19）年、加藤さんは県南部の紀伊長島（現大紀町）の小学生だった。12月7日午後1時36分、M7.9の昭和東南海地震が発生、加藤さんたち児童は校舎から出て海に向ったが、「津波が来るぞ！」の声に、山の高台に逃げた。間もなく大きな津波が町を呑み込んだ。それからは山中での避難生活、そして町外の親戚の家へなど、大変な苦労が続いたが、戦時中であつたことが、さらに苦労を大きくした。

地震津波から助かった命が、戦争のために・・・

軍部による情報統制で、地震・津波の被害はまともに報道されず、したがって政府からも他所からの救援もなかった。医者はみな軍医に取られて地元には老医師のみ、地震・津波からは助かった赤ん坊・叔母・妹が、医者にかかれず次々と命を落としていった。

その翌年の1月13日には、M6.8の三河地震が発生、先の地震で弱っていた建物が倒れるなど被害は広まったが、これも情報統制の中で国民に知らされることなく、この二つは「隠された地震」と言われている。この地震災害とその後つづく米軍機の空襲で、名古屋をはじめとする東海地域の都市は壊滅状態となって、45年8月の敗戦を迎えたのである。

「人災」である戦争は避けることができる

1947年5月、新憲法が施行され、中学生となった加藤さんは教科書として「あたらしい憲法のはなし」を読み、目の前がぱっと明るくなった。「戦争放棄」！もう二度と戦争はしないと書いてある。加藤さんは今もこの冊子を大切にもち、何か問題に突き当たった時にはいつも読み返している。

地震などの自然災害は避けられないが、「人災」である戦争は避けることができる。戦争と大震災を同時に体験した加藤さんは、憲法9条は絶対に守らなければならないと静かに語って下さった。いまま文化活動や戦争遺跡保存の運動に頑張る加藤さんの原点はここにあり。いいお話でした。